



目 次	ページ
告 示	
◎告示（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（児童家庭課）	1
◎告示（高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（ " ）	4
◎告示（高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部改正（ " ）	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	12
◎高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定（人 権 課）	12
○種畜証明書の交付の通報（畜産振興課）	12
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（4件）（治山林道課）	13
○保安林の指定に係る通知の掲示（ " ）	13
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（ " ）	13
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	14
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾・海岸課）	14
◎高知県立甲浦港海岸緑地公園及び高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定（ " ）	14
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（3件）（県民生活・男女共同参画課）	14
〈1・6 掲示〉	

○河川整備計画の策定（河 川 課） 15

告 示

高知県告示第31号

平成4年4月高知県告示第214号の3（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書及び督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1及び2を次のように改める。

1 納入通知書

高知県
Ⓞ受付・払込票

納入者 様

収納種別	執行機関	決議年度	決議番号	内訳番号	予算種別
会計	略科	事業	内	節	内
	目	目	目	目	目
納期限 年 月 日 金額 円					
発行日 年 月 日 合計 円					
納付目的 年 月分保護者等負担金					
発行機関					
口座番号 01620-1-960014 加入者 高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 県庁支店					
総轄店領収印	総由機関領収印	受付機関領収印			

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第1片)

高知県 財務
Ⓞ領収済通知書

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式

収納種別 執行機関 決議年度 決議番号 内訳番号
会計 略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

納期限	金額
年 月 日	円
発行日	
年 月 日	円
合計 円	
納付目的	年 月分保護者等負担金
発行機関	
口座番号 01620-1-960014 加入者 高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 県庁支店	総轄店領収印
総由機関領収印	受付機関領収印

(取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター)

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第2片)

高知県
Ⓞ納入通知書・領収書
Ⓞ納付書

納入者 様

年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
納期限 年 月 日 金額 円							
発行日 年 月 日 合計 円							
納付目的 年 月分保護者等負担金							
発行機関							
1 上記の金額を最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。							
2 納期限までに納付されなかったときは、高知県税外収入金の延滞金徴収条例に基づき延滞金を徴収されることがあります。							
歳入徴収者 高知県知事							受付機関領収印
上記の金額を領収しました。							

(第3片)

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- 四国銀行の本支店出張所
- 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
- みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内各支店
- 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

- 四国銀行の県外支店出張所
- みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所

3 その他

- 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

(第3片の裏面)

高知県告示第32号

平成6年4月高知県告示第217号（高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1及び2を次のように改める。

1 貸付金元金の督促状

高知県
Ⓞ受付・払込票

納入者 様

収納種別	執行機関	決議年度	決議番号	内訳番号	予算種別
会計	略科	事業	内訳	内訳	項目
目	目	目	目	目	目
納期限	年月日	貸付金元金	円	※違約金	円
発行日	年月日	※合計	円	督促理由	資金の償還金 年月 回目
発行機関					
口座番号	01620-1-960014	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 庁支店		
総轄店領収印	総由機関領収印	受付機関領収印			

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第1片)

高知県 財務
Ⓞ領収済通知書

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式

収納種別 執行機関 決議年度 決議番号 内訳番号

会計 略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

納期限	貸付金元金	円
年月日		
発行日	※違約金	円
年月日		
※合計 円		
督促理由	資金の償還金 年月 回目	
発行機関		
口座番号	01620-1-960014	加入者
	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 庁支店	
総轄店領収印	総由機関領収印	受付機関領収印

(取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター)

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第2片)

高知県
Ⓞ督促状・領収書

納入者 様

年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
納期限	年月日	貸付金元金	円	※違約金	円	発行日	年月日
※合計		円		督促理由			
				資金の償還金 年月 回目			
発行機関							
歳入徴収者	高知県知事						受付機関領収印
上記の金額を領収しました。							

1 先に通知しました納期限までに完納されていないので、上記の金額を上記の納期限までに最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。
 なお、先に通知しました納期限 年月日 の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金について年10.75パーセントの割合で計算した金額の違約金を徴収します。
 2 御不明の点又は納付についての御相談は、発行機関に連絡してください。

(第3片)

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

(1) 四国銀行の本支店出張所
 (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
 (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
 (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐いほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

(1) 四国銀行の県外支店出張所
 (2) みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所

3 その他
 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

(第3片の裏面)

2 貸付金利子の督促状

高知県
Ⓞ受付・払込票

納入者 様

収納種別	執行機関	決議年度	決議番号	内訳番号	予算種別
会計	略科	事業	内	節	内
目	目	目	目	目	目
細	節	目	目	目	目

納期限	年月日	貸付金 利子	円
		※違約 金	円
発行日	年月日	※合計	円

督促理由 資金の償還金 年月 回目

発行機関

口座番号 01620-1-960014 加入者 高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店

総店領収印 総店領収印 受付機関領収印

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第1片)

高知県 財務
Ⓞ領収済通知書

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式

収納種別 執行機関 決議年度 決議番号 内訳番号

会計 略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

納期限	年月日	貸付金 利子	円
発行日	年月日	※違約 金	円
※合計			円

督促理由 資金の償還金 年月 回目

発行機関

口座番号 01620-1-960014 加入者 高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店

総店領収印 総店領収印 受付機関領収印

(取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター)

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第2片)

高知県
Ⓞ督促状・領収書

納入者 様

年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
納期限	年月日	貸付金 利子	円				
		※違約 金	円				
発行日	年月日	※合計	円				

督促理由 資金の償還金 年月 回目

発行機関

1 先に通知しました納期限までに完納されていないので、上記の金額を上記の納期限までに最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。なお、先に通知しました納期限 年月日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金について年10.75パーセントの割合で計算した金額の違約金を徴収します。

2 御不明の点又は納付についての御相談は、発行機関に連絡してください。

歳入徴収者 高知県知事

上記の金額を領収しました。

受付機関領収印

(第3片)

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

(1) 四国銀行の本支店出張所
(2) 高知銀行、高知信用組合、幡多信用金庫、土佐信用金庫、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
(3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
(4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

(1) 四国銀行の県外支店出張所
(2) みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所

3 その他
四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

(第3片の裏面)

高知県告示第33号

平成6年4月高知県告示第218号（高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 から 3 までを次のように改める。

2 貸付金利子の納入通知書

高知県
Ⓞ受付・払込票

納入者 様

収納種別	執行機関	決議年度	決議番号	内訳番号	予算種別
会計	略科	事業	内	節	内
目	目	目	目	目	目
納期限	年月日	貸付金 利息	円		
		※違約 金	円		
発行日	年月日	※合計	円		
納付 目的	資金の償還金 年月 回目				
発行 機関					
口座 番号	01620-1 -960014	加入 者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県 庁支店		
総轄店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印			

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第1片)

高知県 財務
Ⓞ領収済通知書

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式

収納種別 執行機関 決議年度 決議番号 内訳番号

会計 略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

納期限	年月日	貸付金 利息	円
発行日	年月日	※違約 金	円
※合計			円
納付 目的	資金の償還金 年月 回目		
発行 機関			
口座 番号	01620-1 -960014	加入 者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県 庁支店
総轄店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印	

(取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター)

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(第2片)

高知県
Ⓞ納入通知書・領収書

納入者 様

年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
納期限	年月日	貸付金 利息	円				
		※違約 金	円				
発行日	年月日	※合計	円				
納付 目的	資金の償還金 年月 回目						
発行 機関							

1 上記の金額を最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。
2 納期限までに納付されなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に依り、未納金について年10.75パーセントの割合で計算した金額の違約金を徴収されることがあります。
3 御不明の点又は納付についての御相談は、発行機関に連絡してください。

歳入徴収者
高知県知事 印

上記の金額を領収しました。

受付機関領収印

(第3片)

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

(1) 四国銀行の本支店出張所
(2) 高知銀行、高知信用組合、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
(3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
(4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

(1) 四国銀行の県外支店出張所
(2) みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所

3 その他
四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

(第3片の裏面)

3 手書き用の納入通知書
(1枚目)

高知県		財務		現金収納の日	...
		② 納入通知書 (領収済通知書)		現金領収証書番号	
注意 { この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。 黒のボールペンで記入してください。					
様式	資金	貸付年度	貸付番号	氏名	
納入者	住所 氏名 様				
収納種別	執行機関				
決議年度	決議番号 (又は払込番号)	内訳番号	会計		
略科目	事業内訳	節内訳			
貸付金元 金・利子					円
※違約金					円
※合計					円
納付目的	年	月	回目	納期限	年 月 日
発行機関				発行日	年 月 日
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店	
1 上記の金額を最寄りの金融機関等（裏面記載）に納付してください。 2 納期限までに納付されなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金について年10.75パーセントの割合で計算した金額の違約金を徴収されることがあります。 3 御不明の点又は納付についての御相談は、発行機関に連絡してください。					
総轄店領収印	經由機関領収印		(取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター)		受付機関領収印

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(1枚目の裏面)

次の金融機関等に納付してください。

- 1 県内
 - (1) 四国銀行の本支店出張所
 - (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
 - (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
 - (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐いほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所
- 2 県外
 - (1) 四国銀行の県外支店出張所
 - (2) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所
- 3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

(2枚目)

高知県		財務		現金収納の日	. .		
		納付書 (受付・払込票)		現金領収証書番号			
		資金		貸付年度	貸付番号	氏名	
納入者	住所	氏名					様
	氏名						
	収納種別	執行機関					
	決議年度	決議番号 (又は払込番号)	内訳番号	会計			
	略科目	事業内訳	節内訳				
	貸付金元					円	
	金・利子					円	
	※違約金					円	
	※合計					円	
納付目的	年	月	回目	納期限	年	月 日	
発行機関				発行日	年	月 日	
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店			
総轄店領収印	經由機関領収印	受付機関領収印					

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

(3枚目)

高知県		財務		現金収納の日	. .		
		納付書・領収書		現金領収証書番号			
		資金		貸付年度	貸付番号	氏名	
納入者	住所	氏名					様
	氏名						
	収納種別	執行機関					
	決議年度	決議番号 (又は払込番号)	内訳番号	会計			
	略科目	事業内訳	節内訳				
	貸付金元					円	
	金・利子					円	
	※違約金					円	
	※合計					円	
納付目的	年	月	回目	納期限	年	月 日	
発行機関				発行日	年	月 日	
歳入徴収者	高知県知事		印				
受付機関領収印	上記の金額を領収しました。						

高知県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成23年12月20日	医療法人祥星会 宿毛市押ノ川1196	訪問介護事業所どんぐり 宿毛市押ノ川1052-1 訪問介護

高知県告示第35号

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立人権啓発センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町四丁目1番37号
財団法人高知県人権啓発センター
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第36号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
平23高知県1第27号	平23・11・10	岡錦 (全和09子高褐1104)	牛	褐毛和種	平21・6・13	2級	長岡郡本山町 川村 明博

<p>高知県告示第37号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成24年1月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成11年12月農林水産省告示第1619号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第38号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成24年1月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成11年12月農林水産省告示第1618号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第39号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p>	<p>平成24年1月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成11年3月農林水産省告示第347号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第40号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成24年1月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成11年12月農林水産省告示第1561号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第41号 平成23年12月農林水産省告示第2354号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を高知市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成24年1月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>土佐郡鏡村敷ノ山 イ 氏名 伊藤 楠次 (2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村敷ノ山 イ 氏名 山崎 昇 (3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村敷ノ山438番地 イ 氏名 山崎 竹馬 (4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村敷ノ山 イ 氏名 山本 寿樹 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1900番地 イ 氏名 山崎 芳衛</p> <p>2 保安林に指定する通知の要旨 (1) 指定に係る保安林の所在場所 高知市鏡敷ノ山字中ウ子ノ上エ690の3、693、字中ウ子ノ下タ694、696 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第42号 平成23年12月高知県告示第794号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成24年1月20日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲2159番地 イ 氏名 浜中 邦彦 (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙86番地 イ 氏名 太島 耕作</p>
--	---	--

- (3)ア 登記簿記載の住所
東京都世田谷区玉川奥沢町一丁目485番地
イ 氏名
松本 光世
- (4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡富山村古尾77番屋敷上1番戸
イ 氏名
佐竹 覚次
- (5)ア 登記簿記載の住所
幡多郡富山村古尾1180番地
イ 氏名
佐竹 鶴松
- (6)ア 登記簿記載の住所
中村市古尾1180番地
イ 氏名
佐竹 幸男
- (7)ア 登記簿記載の住所
幡多郡富山村古尾77番屋敷上1番戸
イ 氏名
佐竹 司
- (8)ア 登記簿記載の住所
愛媛県松山市和気町二丁目854番地54
イ 氏名
福谷 祥
- (9)ア 登記簿記載の住所
高知市百石町三丁目19番7号
イ 氏名
藤本 明生
- (10)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島898番地
イ 氏名
川原 義春
- (11)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
清水 勇松
- (12)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島914番地
イ 氏名
吉見 市三郎
- (13)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島102番屋敷
イ 氏名
清水 勇松
- (14)ア 登記簿記載の住所

- 幡多郡大月町小才角598番地
イ 氏名
二神 多満喜
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年4月農林水産省告示第606号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第43号**
南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成24年1月20日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量（街区基準点復旧測量）
2 作業期間
平成24年1月10日から同月20日まで
3 作業地域
南国市大埴甲（県道南国インター線45号）
- 高知県告示第44号**
昭和33年5月高知県告示第370号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成24年1月20日
高知県知事 尾崎 正直
- 別表の表中「堤防裏法尻」を「堤防裏法尻」に改め、池島の項を削り、同表備考1中「堤防裏法尻」を「堤防裏法尻」に改める。
- 高知県告示第45号**
高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により公園ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。
平成24年1月20日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 高知県立甲浦港海岸緑地公園
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
安芸郡東洋町生見758番地3
東洋町
(2) 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 高知県立手結港海岸緑地公園

- (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市夜須町千切537番地90
株式会社ヤ・シィ
- (2) 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成24年1月6日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成24年1月6日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成24 年1月 6日	特定非 営利活 動法人 高知県 幼児体 育研究 会	稲田 俊 治	高知市 河ノ瀬 町112 番8号 コー ポラス シエス タ302	この法人は、乳・幼児 や児童生徒、親、保育 士等に対して、運動あ そびや生活習慣づくり の実践指導、及び研究 活動に関する事業等を行 い、もって公益の増 進や地域のネットワー クづくりに寄与するこ とを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、平成24年1月6日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成24年1月6日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

|     |                |
|-----|----------------|
| 申請の | 申請に係る特定非営利活動法人 |
|-----|----------------|

| あった年月日    | 名称                 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地                  | 定款に記載された目的                                                                                                                                                   |
|-----------|--------------------|--------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年1月6日 | 特定非営利活動法人防災ネットワーク絆 | 宮川 隆彦  | 高知市北本町一丁目10番28号 株式会社フロンハート内 | この法人は、来る南海地震や台風、局地的豪雨など自然災害に対する県民の防災意識を高め、県民及び地域コミュニティによる「自助」「共助」社会を創出する啓発活動並びに「個人」「地域」「事業所」の備え対策の推進に関する事業等を行い、この法人独自の公的備蓄品を充実することにより、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年1月6日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年1月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年1月6日	特定非営利活動法人未来地域創造	神原 大輔	四万十市天神橋22番地 2階	この法人は、地域住民が日々活力を持って生きる持続可能な社会を実現するため、自然・人・文化といった地域

推進機構	FUCCO			
				資源を活用する新たな知恵や手法を提示し大規模な地域活性化ポータルイベントを実施すること、及びそれに関連する広域な振興活動を通じて、地域内外の新しいネットワークや豊かな交流を生み出し、環境に対する意識を高めて経済活性化を図ることで、広く社会に貢献することを目的とする。

~~~~~

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により一級河川吉野川水系について河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成24年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）